

船橋市災害見舞金及び災害弔慰金支給規則取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市災害見舞金及び災害弔慰金支給規則（平成2年規則第12号。以下「規則」という。）に定める災害見舞金の支給の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(被害の認定)

第2条 規則第2条第1項第2号、第5号、第6号、第7号に定める被害の認定は、市が行うものとする。

(災害見舞金支給の基準)

第3条 規則第3条第4項に定める「住家が消火冠水したとき。」に支給する災害見舞金は、火災の火元世帯には支給しないものとする。

2 規則第3条第1項に定める災害見舞金は、同一災害において重複して支給しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。